

身体障害者手帳・療育手帳を
お持ちの皆様へ

障害者手帳提示で割引を受ける際に、「写真が古く、本人確認ができない」との理由で、割引が受けられなかったという事例がありました。

写真の交換は「再交付申請」で行えますので、ご希望の方は総合福祉センター「ハピネス」までお越しください。

今回の事例のように、写真が古いと本人確認ができず、割引が受けられなくなる可能性がありますので、数十年前の写真を貼付している方は交換してみてもいいでしょうか。

◇お持ちいただく写真

- ・ 1年以内に撮影したもの
- ・ 脱帽して上半身を写したもの
- ・ 大きさ 縦 4cm 横 3cm



総合福祉センター「ハピネス」内 保健福祉課 福祉係